



関（裕）委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

なお、川口新風会の委員の交代があり、今回から最上委員が出席いたしておりますので、よろしくお願ひします。

開会 午後 2時

関（裕）委員長

それでは、ただいまから第8回「議会改革推進委員会」を開会いたします。本日の出席委員は、全員であります。

ただ今、2名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、7項目につきましてご協議いただきたいと存じます。

なお、ご協議いただく7項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大きな1の「(5)議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、[REDACTED]から提案されたものでございますが、減額する項目として提案された内容は、①として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合、②として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、③として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合、の3点であります。前回の協議では、[REDACTED]、[REDACTED]からは、「賛成する」との意見、[REDACTED]からは、「議員は、辞職するかどうかも含め、本人が考えるべきであり、議員である期間においては、報酬をいじるべきではなく、日割りで減額することには賛成しかねる」との意見がありました。

また、①の計算方法について、[REDACTED]から改めて説明がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願ひします。

[REDACTED]  
公明

関（裕）委員長

前回同様、賛成する。民間的な意識に変えていくためにも、早期に実施すべきである。

統いて、[REDACTED]、お願ひします。

[REDACTED]  
共産  
関（裕）委員長

前回同様、反対する。

統いて、[REDACTED]、お願ひします。

[REDACTED]  
川口新風

関（裕）委員長

[REDACTED]  
自民

前回同様、賛成する。

提出会派の [REDACTED]、いかがでしょうか。

[REDACTED]、[REDACTED]においては、全てに賛成いただいたことに感謝する。[REDACTED]は、全てに反対とのことであるが、前回説明させていただいたとおり、疾病や自己都合等による場合については、議員報酬や期末手当が全額削減されるわけではなく、最大でも 100 分の 50 が支給される内容で提案させていただいたものである。今回、わが会派がこの提案をさせていただいたのは、再三、事例として挙げているが、北九州市でまったく何もせずに 2,000 万円以上の報酬を受け取っていた議員がいたことを踏まえ、本市で同様の事例が発生した場合には、市民の納得が得られないと考えたからである。わが会派には、ノーワーカノーペイは当然のことであり、まったく働かない議員には市民の大切な税金を与える必要はないという請願を出したがっている団体からも話がきている。そのような団体から、100 分の 0 で請願が出てきた場合には、わが会派の議員が紹介議員となる可能性もあり、わが会派としては、100 分の 50 で譲歩しているものである。[REDACTED]には、その点も踏まえ、もう一度会派に持ち帰り検討いただきたい。

関（裕）委員長

[REDACTED]、いかがでしょうか。

ただ今の意見を会派に持ち帰り、検討する。

共産  
関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということでよろしいでしょうか。

### — 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな 2 の「(5) 一般質問における会派持ち時間制の導入について」は、[REDACTED]から 提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED]からは、「会派持ち時間制の導入については賛成するが、二会期通算方式の廃止については、これまでの歴史の中で築かれてきたものであり、反対する」との意見、[REDACTED]からは、「拙速であり、更なる検討が必要である」との意見、[REDACTED]からは、「会期をもう 1 日延ばして、議員の発言の機会を確保することも可能なのではないか」との意見があり、提出会派の [REDACTED]からは、「3 会派とも、前回からほとんど意見が変わっていない状況であり、一度会派に持ち帰るが、次回以降、大きな進展がないようなら取り下げざるを得ないと認識している」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願ひします。

公明

関（裕）委員長

前回と同様である。

共産

関（裕）委員長

前回と同様である。[ ]においても、[ ]の案に全面的に賛成しているわけではなく、拙速であるように思われる。

川口新風

関（裕）委員長

前回の会期をもう1日延ばしてという案は取り下げる。わが会派は以前、25分程度という要望を出させていただいているが、その点を妥協し、[ ]から提案の19分を23分にしていただけるのであれば、賛成する。

提出会派の[ ]、いかがでしょうか。

自民

この提案については、全ての会派の賛同が得られない状況である。この議会改革推進委員会は、スピーディに改革していくかなければ何のための委員会なのかわからなくなってしまうことから、わが会派としては、機が熟していないと判断し、断腸の思いで取り下げる。

関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、取り下げということでおろしいでしょうか。

### 一 異議なし 一

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(6)一般質問中の不適切と思われる発言に対しては議事進行の徹底」は、[ ]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[ ]からは、「各議員の発言は大変重いものであり、訂正や取り消しを求める場合には、それ相当の覚悟が必要であることから賛成する」との意見、[ ]からは、「道理にかなっており、賛成する」との意見、[ ]からは、「議事進行をかけるほどでもない軽微な疑義がある場合に、散会後などに気軽に聞くことができるという川口市議会の長い歴史の中で築かれた、柔軟なシステムを残すべきである」との意見があり、提出会派の[ ]からは、「[ ]の趣旨としては、一般質問中に確認したいことがあれば、その日の全ての質問者が終わった後に、確認をすればいいのではないかということだと思われる。そういうことであれば、その日の議事は滞ることなく進んでいくので、我々の趣旨と変わらない。我々の考えとしては、決してそのような機会を奪うのではなく、休憩時に疑義をなげかけると、議事が滞り、市民にも情報が伝わらないので、その場で疑義を確認したいということについては、議事進行を徹底すべきであるというものである。軽微な疑義について、その日の議事が全て終了した後に、確認をすることは、我が会派の考え方と全く同じである」との意見があ

りました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■から、お願ひします。

自民

前回同様、各議員の発言は大変重いものであり、その発言について訂正や取り消しを求める場合には、それ相当の覚悟が必要と考えるので、■の提案に賛成する。

関（裕）委員長

続いて、■、お願ひします。

共産

賛成する。前回の■の意見も、■が提案している趣旨と矛盾しないと考える。

関（裕）委員長

続いて、■、お願ひします。

川口新風

議事進行をかけるべきものには議事進行をかけ、軽微な疑義については、その日の質問者が全て終了した後に確認をすればよいという■の趣旨は、理解できるものであり、賛成する。

関（裕）委員長

それでは、この件は全会一致になりましたので、よろしくお願ひします。

次に、大きな2の「(8)人事議案に反対がある場合の採決方法を起立採決とすること」につきましては、事務局から提案されたものでございますが、前回の協議では、■からは、「人事議案についても、他の議案と同様に、議員として市民に対し、賛否の意思表示をすることは重要であると考えるので、賛成する」との意見、■からは、「賛成する」との意見、■からは、「現状のままよいと考え、反対する」との意見、■からは、「人事議案は理事者自身の任命や選任について提案されることもあり、その場合には当該理事者の前で賛否を示さなければならなくなってしまうことから、反対する」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

自民

関（裕）委員長

暫時休憩願いたい。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

関（裕）委員長

再開いたします。

それでは、■から、お願ひします。

自民

前回同様、人事議案についても、他の議案と同様に、議員として市民に対し賛

否の意思表示をすることは大変重要である。市民に対して見える議会が求められており、賛成なのか反対なのかわからないようではいかがなものかと考え、賛成する。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]  
公明

関（裕）委員長

前回同様、賛成する。

[REDACTED]  
共産

関（裕）委員長

前回同様、現状のままでよいと考え、反対する。

[REDACTED]  
川口新園

関（裕）委員長

人事議案については、他の議案と一線を画すべきであり、反対する。

この件については前回、私から[REDACTED]が提案されている大きな5の「(9) 市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する」と矛盾するのではないかと指摘させていただきました。

それに対して、「ホームページにおける公表については、人事議案以外の採決状況を公表するものとして提案したものである。」とのことでございました。

この点につきまして再度、[REDACTED]の考え方を確認したいと存じますが、いかがでしょうか。

[REDACTED]  
川口新園

関（裕）委員長

人事議案とそれ以外の議案については、区別すべきというのが会派の考えである。

それでは、前回も要請いたしましたが、大きな5の(9)の表現を変更することについてご検討いただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

また、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということでよろしいでしょうか。

### 一 異議なし 一

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな3の「(1) 委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、討論における要望を含め、個別の要望事項は掲載しない」は、[REDACTED]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED]からは、「委員長報告には、限られた議会の中で多くのことを報告しなければならないので、要望を省き、時間を有効に活用すべきであり、賛成する」との意見、[REDACTED]からは、「反対する」との意見、[REDACTED]からは、「『討論に

おける要望を含め、』という文言を『賛否に関わらない』という文言に修正するならば、賛成する」との意見があり、提出会派の [REDACTED] からは、「例えば、反対の要素として、こうあるべきなのに、なっていなかから反対と、要望のような形で出てくることは、理解している。特に申し上げたいことは、誰も反対していない状況で、自分の要望だけを述べて賛成ということは、それが委員会審査の成果なのか、また、条件付き賛成とどう違うのかという疑問が出てしまうことがある。このような考え方から提案させていただいているものであるので、要望について、なんでもかんでも掲載してはいけないというものではない。また、本会議においても討論できる場面があるので、詳細は本会議で述べていただくことも可能かと考えている。委員会審査の際に賛成討論しかない場合において、賛否の内容とは関連のない『個別の要望事項』は掲載しないようにしてはいかがかというものであるので、その点を確認いただき、再度、検討いただきたいとの意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED] から、お願いします。

[REDACTED]  
松 明

前回同様、限られた時間の中でいかにわかりやすく市民に報告するかが重要であり、よりシンプルな報告とするためにも、わかりにくく要望を交えた討論は省くべきであると考え、賛成する。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]  
共産

議案について反対するのか、賛成するのかを柔軟に検討した上で討論を行うのであり、そのことについて委員長報告に制限を設けることは、実際の討論や質疑に影響を及ぼすことになりかねないことから、反対する。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

[REDACTED]  
川口新風

わかりづらい要望は省くべきであるが、採決結果を左右するような要望は入れるべきである。市民にわかりづらい状況になることは避けるべきであり、なぜ反対なのか、なぜ賛成なのかという過程も、市民に知らしめるべきであると考える。

関（裕）委員長

提出会派の [REDACTED]、いかがでしょうか。

[REDACTED]  
自 民

まず、前回、[REDACTED] から「『討論における要望を含め、』という文言を『賛否に関わらない』という文言に修正するならば、賛成する」というご意見をいただいたが、この点について会派で検討した結果、修正は可能であると考えているので、ぜひ賛同いただきたい。[REDACTED] には、再度、会派に持ち帰り、他の会派は全て賛成いただいているということを踏まえ、検討していただきたい。

関（裕）委員長

ただいま [REDACTED] から文言修正に関する発言がございました。

「討論における要望を含め、」という文言を「賛否に関わらない」という文言に修正するということでございますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、ただいまの協議のとおり、よろしくお願ひいたします。

また、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようすで、持ち帰り検討していただき再度協議するということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな3の「（9）常任委員会の視察の時期について」は、[REDACTED] から提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED] からは、「常任委員会の視察については、他の時期にスケジュールを確保することが難しいことから、従前から7月に行なってきていると認識している。選舉に留意することも必要なこととは思うが、衆院選はいつ選舉があるか不透明な部分もあり、参院選についても7月以外の日程の確保が難しい状況であれば、やむを得ない面もあるかと考える」との意見、[REDACTED] からは、「参院選は、予め時期を想定できる日程であるので、市民から見て視察の時期を調整することは当然のことと考えるので、賛成する」との意見、[REDACTED] からは、「選舉に関わらず視察の時期は今まで通りでよい」との意見があり、提出会派の[REDACTED] からは、「参院選は3年に一度7月に行われており、川口は特に県内でも投票率が低いということが言われている中で、議会としても投票率の向上に向けた取り組みをしなければならないという使命がある。3年に一度の参議院選挙の年だけは、視察の時期をずらすなどの工夫をするためには、各会派の皆様の協力が必要である。他市の事例も見たが、視察の時期を固定していない市もあるので、選挙の年は代表者会議等で協議するなどして調整していただきたい」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED] から、お願いします。

[REDACTED]  
自民

[REDACTED] に確認したいのだが、常任委員会の視察を7月に行わないのであれば、具体的に何月を想定されているのか。

関（裕）委員長

[REDACTED] いかがでしょうか。

[REDACTED]  
公明

8月の下旬か10月を想定しており、基本的には8月の下旬がよいのではないかと考えている。

関（裕）委員長

[REDACTED] いかがでしょうか。

自民

限られた予算の中で、最小の経費で最大の効果をあげることが求められているが、8月下旬では夏休み中であるため、交通費や宿泊費が高くなるのではないか。その点を踏まえたうえで、参院選の投開票日については予め把握することもできると思われるが、7月の1週目から3週目の間であれば、投開票日を避けることもできるのではないか。交通費、宿泊費が若干高くなってしまってもやむを得ないという考え方もあるかと思われるが、やはり費用が高くなる時期はさけるべきであるというのがわが会派の考えであり、今後もスケジュール調整が難しいのであれば、従前どおりでやむを得ないのではないかと考える。

関（裕）委員長

事務局に確認いたしますが、8月の下旬だと9月定例会も迫ってくる時期だと思いますが、スケジュール的には大丈夫なんでしょうか。

議事課長

スケジュール的にはかなりタイトな状況でございますので、8月末の方ですと大変厳しいかと思われます。それから、先ほど [ ] から今までどおり7月でというご意見がありましたが、参院選は一週ずれてしまい、ぶつかってしまう可能性もございます。委員会の視察は、3ヶ月ほど前から視察先や交通手段、宿泊先などを確保しながら進めておりますので、7月の視察ですとだいたい4月から準備を進めております。候補日を何週か設けてはおりますが、参院選の投開票日がわかった時には、既に変更がきかない状態になっていることもあるかと存じます。ですので、もし視察時期をずらすのであれば、徹底的にずらした方がよろしいかと存じますが、時期を後ろにずらしていくと、例えば先ほど [ ] のほうからもありました10月は、決算審査特別委員会がございますので、非常にタイトな日程となっております。そのような状況でございますので、どうしても参院選と視察をぶつけたくないのであれば、7月の視察は諦めざるを得ないと思われます。もしくは、その年だけ1泊2日の行程にするなど、様々なパターンが考えられるかと思われますので、引き続きご検討いただければ存じます。

関（裕）委員長

続いて、[ ] 、お願いします。

共産

わが国は議会制民主主義の国であり、各政党に属している議員が、選挙があるにもかかわらず視察に行くのは、市民の目から見ていかがなものかと考える。費用云々については、費用が増えるのであれば、そのような予算編成がなされるのではないかと思っている。したがって、視察の時期を検討しなければいけないのではという提案については、賛同する。

関（裕）委員長

続いて、[ ] 、お願いします。

川口新同

費用が増えるのはよろしくないと考える。事務局からもあったように1泊にするなどして対応すべきであり、時期はズラさなくてよいと考える。

関（裕）委員長

提出会派の [REDACTED]、いかがでしょうか。

公明

事務局から、スケジュール的に非常に厳しいという説明があった。わが会派としては、参院選の投票率をあげたいという思いがあるが、当然、費用対効果やスケジュールの面も考慮する必要がある。非常に難しい調整になるかと思われるが、参院選の年だけは、日程を代表者会議に委ねてはどうかということを提案させていただく。したがって、この場ではなかなか議論を進めていくことが難しいと思われるので、この提案については取り下げる。

関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、取り下げということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな4の「(1) 議会基本条例の検討について」は、[REDACTED]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[REDACTED]からは、「条例を制定する・制定しないを含め、検討することに抵抗はない。まずは、調査・分析することからはじめはいかがかと考える」との意見、[REDACTED]からは、「条例ありきというよりも、議員の質を上げていくことが重要である。4年に一度の選挙で、4年間の議員としての取り組みが評価されるのであって、まずは、議員の質をあげることに精進すべきである」との意見、[REDACTED]からは、「制定に向け活発に議論すべき」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[REDACTED]から、お願いします。

自民

前回同様、条例を制定する・制定しないを含め、検討することにまったく異論はない。まずは、調査・分析することからはじめはいかがかと考える。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

公明

前回同様、条例ありきではなく、議員の質を上げていくことが重要である。条例を制定している他市の視察をしたが、結果的に投票率向上につながっていない。まずは、議員個人の努力、精進を求めていく必要があると考える。

関（裕）委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

川口新園

わが会派としては、元々制定を訴えており、検討することには大いに賛成である。

関（裕）委員長

提出会派の [REDACTED]、いかがでしょうか。

共産

この提案は、この議会改革推進委員会の肝にもなるものだと考えている。[REDACTED]  
[REDACTED]のような意見もあるので、我々はあえて制定という提案ではなく、検討という提案をさせていただいている。引き続き、検討していただきたい。

関（裕）委員長

それでは、この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということでおろしいでしょうか。

### 一 異議なし 一

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

各会派のご意見を拝聴して参りましたが、今回意見の一一致を見ました「一般質問中の不適切と思われる発言に対して議事進行の徹底」は、次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応して参りますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、[REDACTED]から新たに検討事項等提案票の提出を受けておりますので、ご報告いたします。

事務局から、資料を配付願います。

### 一 事務局資料配布 一

関（裕）委員長

それでは、提案内容を説明願います。

自民

3月定例会の最終日に議会運営委員会が長引いたことにより、開会時間が遅れたことは、皆さんご承知のとおりである。現在の会派規程が大変あいまいな文言になっていたため、あのような事態を招いてしまったとわが会派は考えている。そこで会派規程を変更する必要があるのではないかと考え、ただ今配付させていただいた改正案を提案するものである。

具体的な内容としては、第3条第3項の「原則として」を削除し、第3条第4項は全文を削除するもので、これにより、前回のような事態が今後は発生しないものと考え、提案させていただいた次第であるので、ぜひご賛同いただきたい。

関（裕）委員長

ただいまの説明に関し、ご意見・質問等がありましたら、お願ひいたします。

[REDACTED]

共産

現行の会派規程についても、策定した当時に様々な議論があつてこのような内容になっていると考える。第3項の「原則として」を入れた根拠があると思われ、また、第4項についても同様のことが考えられる。当時の議員が決めたことを覆すにはそれなりの理由が必要であるので、その点を踏まえたうえで、提案していただきたい。

関（裕）委員長

[REDACTED]いかがでしょうか。

白良

[REDACTED]に限っての発言だが、わが会派は団規約をもって一致結束して行動している。わが会派は、会議においては一期生であろうと団長であろうと公平公正に発言の機会が与えられ自由に発言することができ、その議論の中で意見を集約しているが、どうしても意見の一貫性がないときは、会派として別々の行動をとるわけにはいかないので、民主主義に基づいて投票しても意見の一貫性を図っている。そして、その一致した意見についてどうしても納得しない場合には、離団勧告など厳しく対処している。一致した行動をとるのが議会制民主主義の会派のあり方であると考えており、この会派規程が制定された平成22年当時の先輩方も、同じような考え方をもっていたので、現行の内容でも問題ないだろうと考えたことにより、このような文言になったものと推測している。

しかしながら3月定例会において、[REDACTED]が会派内で意見が一致せずに2人の議員が棄権するという行動をとられている。わが会派としては、議会人としてそのような決められない行動をとるべきではないと考えており、今後、このような事態が発生しないように、改正を求めるものである。

関（裕）委員長

共産

[REDACTED]いかがでしょうか。

[REDACTED]の考えはわかったが、[REDACTED]だけで作った規程ではない。当時はなぜ第3項の「原則として」という文言や第4項を入れたのかという経緯がわかった方がフラットに検討できると考える。

関（裕）委員長

川口新園

[REDACTED]ほかにございますか。  
[REDACTED]  
平成29年3月定例会の最終日の議会運営委員会において会派内で賛否が割れた件について、多少事実誤認があるやに思われる所以、再度ご説明させていただきたい。まず平成27年9月議会において、一般会計補正予算について会派として反対を表明させていただいた。その理由は第3号議案内に新庁舎建設設計予算が含まれることによるものである。次に平成28年3月議会において、一般会計予算の第2款総務費に新庁舎建設費が入っているが、賛成を表明している。その理由は老朽化した市民会館の解体費について、当初反対の声もあったが、会派内の議論において庁舎建設の可否に関わらず、アスベスト等の影響もあるので解体はやむを得ないと結論に至り、賛成を表明したものである。そして、この度の3月議会、一般会計予算において会派内で賛否が割れる結果となった。その理由は一般会計予算には新庁舎建設費そのものが含まれており、建設予定地の議決にそもそも反対であると唱える者、建設予定地は苦渋ながら受け入れるが、より安全性、使い勝手、総予算等に意見を言うためにも賛成を唱えるべきとの選択をした者とに分かれ、ご承知の結果となったものである。我々、[REDACTED]としても、会派として意見は統一せねばと考えているが、政党は政治について同じ思想、理念、意見を持つ人たちがそれを実現するために作る団体を指していると聞き及んでいるのに対し、会派は、同じ政党に属する議員で構成されるのが普通である

ものの、政党に属していない議員同士が思想、理念が必ずしも合致せずとも主義主張に一定の理解が生じる場合に組んだりするものであると考える。これ故に会派内で最大限の議論を尽くしてもその結果、職業倫理等において意見が結果的に割れることがあるとした場合、先の3月定例会のように賛成でも反対でもない離席という行為もあり得るものとご理解いただきたい。

関（裕）委員長

ほかにございますか。

■■■■■。

公明

今日提案されたものであり、持ち帰り検討するが、この会派規程は、埼玉県議会において度々会派内で意見が割れてしまった事例が発生したことにより、市議会に先立って平成21年7月に会派に関する規程ができたことから、それを参考に制定したものである。条文はほとんど同様であり、第3条第4項の「宗教、職業倫理等の特段の事由」という文言も含まれていることから、その理由を少し調べてみたが、例えば国会においては法案に対して宗教的な倫理や様々な難しい問題がある。最近ではIR法案などがあり、我が党も党議拘束を外した。また、臓器移植法のときも党議拘束を外している。各議員によって考え方の違いがあり、なかなか統一見解が出せない場合などは、国会でも党議拘束を外しており、第4項を明記したのはそういった理由があると思われる。したがって、第4項については慎重に検討すべきと考える。

関（裕）委員長

提出会派の■■■■いかがでしようか。

自民

ただいまいただいた意見を持ち帰り、再度■■■■内で協議し、本日提案させていただいた改正案とは別のものを6月議会前に皆さんにお示ししたいと考えている。委員長には、来週、改めて議会改革推進委員会を開いていただきたく、■■■■から正式に申し入れる。

関（裕）委員長

ただいま■■■■から、新たな案を示したいので、来週に改めて委員会を開催してほしい旨の発言がございました。

このことにつきまして、正副委員長で相談させていただきたいので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

関（裕）委員長

再開いたします。

再開 午後 2時56分

それでは、今回提出されました案件については、■■■■から継続して審査するしないを含め、早急にご検討いただきたいとのことでございますので、各会派、持ち帰り検討していただき、次回の会議にこの「川口市議会会派規程の改正について」のみ、協議するということでおよろしいでしょうか。

— 異議なし。 —

関（裕）委員長

それでは、次回の日程につきましては、平成29年5月18日（木）、午前11時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

これをもちまして、第8回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦労さまでした。

閉会 午後 2時58分